

改めて問われるわが国の牛トレーサビリティ制度の現状 と今後の運用（生産段階を中心に）

池田正樹[†]（農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
牛トレーサビリティ企画班担当課長補佐）



1 はじめに

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号、以下「法」という。）に基づく牛トレーサビリティ制度が開始されてから、令和5年12月1日で、ちょうど20年が経過した。この20年の間に、牛の管理者をはじめとする都道府県、関係機関・団体等、関係者の協力により、制度の円滑かつ適正な運用が図られている。

本稿では、最近の牛トレーサビリティ制度の運用状況と今後について、記載することとする。

2 牛トレーサビリティ制度について

ご案内のとおり、本制度は平成13年に発生したBSEを契機にBSEのまん延防止措置の基礎とするとともに、牛肉に係る生産履歴情報の提供を促進し、畜産及びその関連産業の発展並びに消費者の利益の増進を図ることを目的として法制化された。

その仕組みは、わが国で飼養される全ての牛に個体識別耳標（以下「耳標」という。）を両耳に装着するとともに、牛の管理者は、牛が出生、異動（転入・転出）、死亡したら、その旨の届出を行うこととされ、と畜者は、と殺の届出を行うこととされている。これらの届出は、（独家畜改良センター（以下「改良センター」という。）で受理し、牛個体識別台帳と言われるデータベースに記録され保存・管理されている。

牛個体識別台帳に記録された牛の個体識別情報は、インターネットを通じて公表されており、改良センターのWEBページに個体識別番号を入力することにより、誰でも「牛がどこで生まれ、育てられ、食肉となったか」がわかる仕組みとなっている。

BSEの発生により失われた消費者の牛・牛肉に対する信頼は、当時、早急に行われた飼料規制や特定危険部

位の除去、耳標の一斉装着による牛トレーサビリティの構築等により急速に回復することとなった（図1）。

3 牛トレーサビリティ制度の担保措置について

制度を円滑かつ適正に運用するための担保措置として地方農政局等（北海道農政事務所及び沖縄総合事務局を含む、以下同じ。）による牛の管理者等への立入検査等を行うこととしており、罰則をもってその実行性を担保している。

なお、流通段階においても立入検査を実施することとしているが、牛の個体識別番号が適正に伝達されているかどうかを確認するため、と畜場で採取した牛の肉片と食肉販売業者で販売されている牛肉とにおいて、同一かどうかのDNA鑑定が実施されており、制度の担保に一役買っている（図2）。

4 牛トレーサビリティ制度の実施状況について

(1) 牛の管理者等の届出の状況

令和4年度に改良センターで受理された出生・異動等及びと殺の届出は、約1,112万件となっており、近年では、1,100万件前後で推移している。このうち、約14.3万件（1.3%）が届出エラー*となっている（図3）。

(2) 牛の個体識別情報の検索件数

改良センターのWEBページ、「牛の個体識別情報検索サービス」での検索頭数については、令和3年度で、4,887万頭分の検索がされており、これは1日13万頭超の牛の個体識別情報が検索されていることとなる（図4）。

牛の個体識別情報の検索サービスの利用に当たって

* 届出エラーとは：管理者等からの届出の内容を牛個体識別台帳システムに登録する前に届出内容を確認するとともに既に登録されている情報と矛盾がないか等についてシステムの的にチェックされ、牛個体識別台帳に登録できずに別管理とされた届出情報をいう。

[†] 連絡責任者：池田正樹（農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課牛トレーサビリティ企画班）

〒100-8950 千代田区霞が関1-2-1 ☎ 03-6744-1525 FAX 03-3502-8275

E-mail : masaki_ikeda010@maff.go.jp

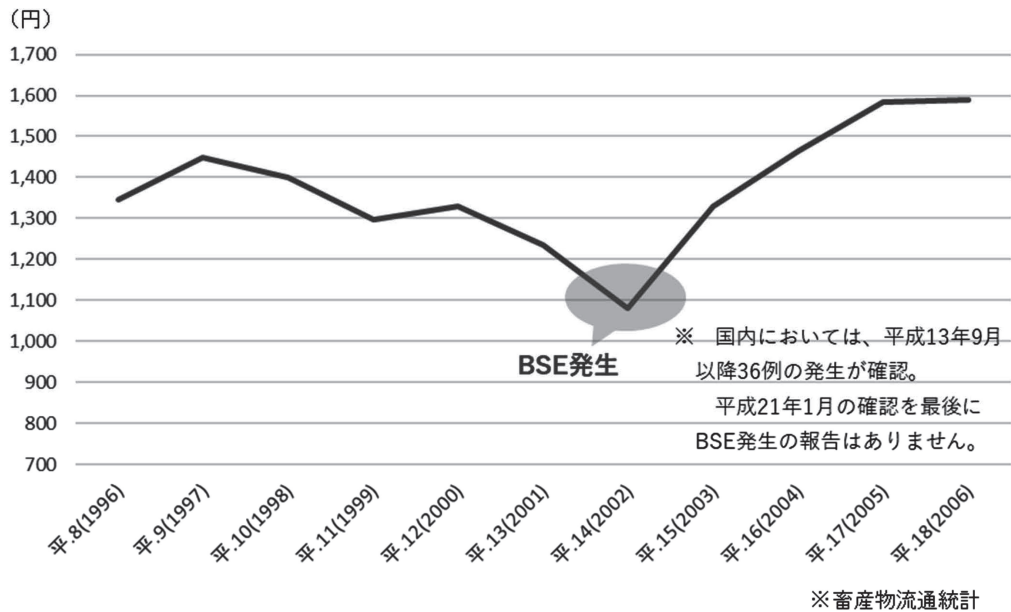


図1 食肉中央卸売市場取引価格累年統計 (成牛)

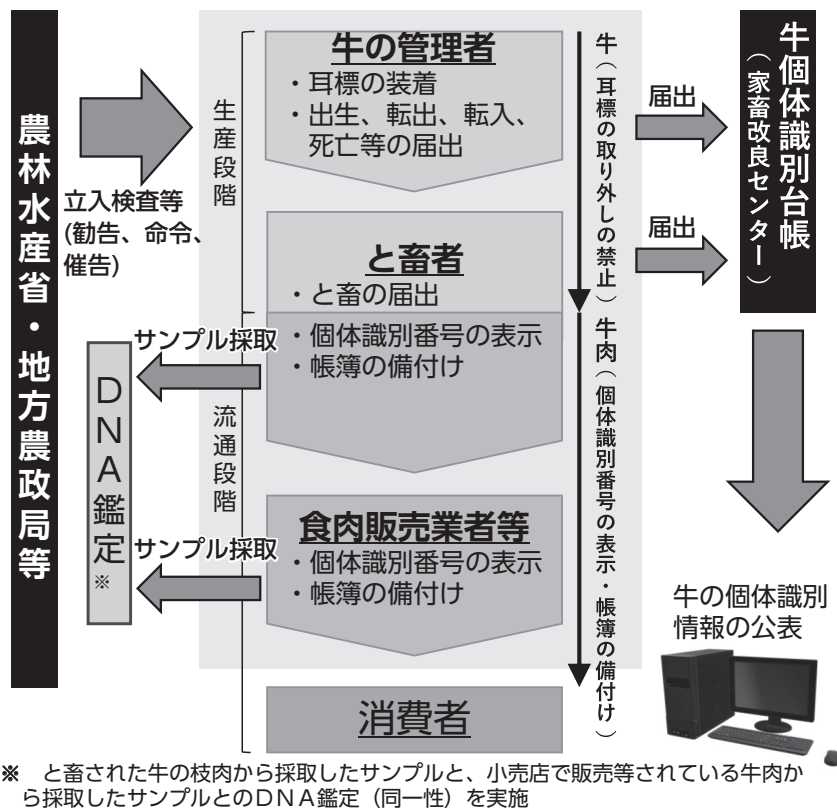


図2 牛トレーサビリティ制度の概要

は、インターネットを通じて実施していることもあり、明示的に“誰が”検索しているのかは不明であるが、牛の管理者や関係機関・団体等の他、特に流通段階における卸売業者が多くの検索を行っているものと推定され、特に、自らが取り扱う牛肉の産地・品種等の確認に利用しているものと考えている。

(3) 地方農政局等の監視・指導等

地方農政局等における監視・指導等の体制については、これまで、地方農政局等地域拠点の職員が計画的に牛の管理者等へ出向き、調査・点検、指導等を行う巡回調査や立入検査等の業務を実施していたが、牛の管理者等の法の遵守状況も向上したこともあり、より効率的かつ効果的な業務実施体制を構築するため、令和7年度ま

年度別 届出方法別 届出受理件数 及び 届出エラー件数

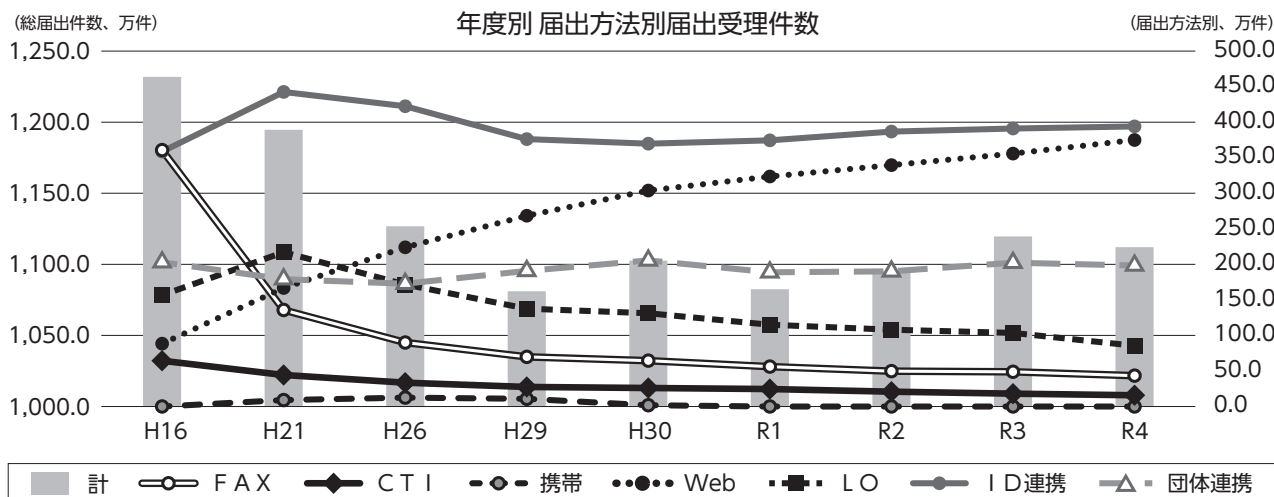
単位：万件

| 届出方法 | H16 | H21 | H26 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| F A X | 360.8 | 135.8 | 90.0 | 69.8 | 64.5 | 56.1 | 49.7 | 48.8 | 43.4 |
| C T I | 64.4 | 44.4 | 33.5 | 27.5 | 26.0 | 24.6 | 20.9 | 18.1 | 15.9 |
| 携帯 | 0.0 | 9.1 | 12.5 | 10.8 | 1.8 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| Web | 88.4 | 166.7 | 223.9 | 268.3 | 303.8 | 323.5 | 339.6 | 355.8 | 375.0 |
| L O | 156.7 | 217.1 | 171.7 | 137.7 | 131.2 | 115.1 | 108.1 | 103.5 | 85.5 |
| I D連携 | 358.6 | 442.5 | 422.4 | 376.2 | 369.8 | 374.5 | 386.8 | 391.1 | 394.1 |
| 団体連携 | 203.0 | 179.2 | 172.7 | 190.7 | 205.5 | 188.8 | 190.1 | 202.3 | 198.4 |
| 計 | 1,231.9 | 1,194.7 | 1,126.8 | 1,081.1 | 1,102.6 | 1,082.5 | 1,095.2 | 1,119.6 | 1,112.1 |
| 届出エラー | 110.9 | 18.3 | 12.2 | 11.0 | 12.3 | 18.9 | 14.6 | 16.5 | 14.3 |
| エラー率(%) | 9.0 | 1.5 | 1.1 | 1.0 | 1.1 | 1.7 | 1.3 | 1.5 | 1.3 |

※エラー率は届出エラー件数/届出件数の計、また、四捨五入により、計が一致しない場合がある。

注1 平成21年4月から、I D連携システムの届出件数について、従来からの届出件数に加え、I D連携システムD B版の届出件数を追加し集計

注2 平成23年4月から、I D連携システムF T P版の転出入同時報告の届出件数について、1報告2件として集計



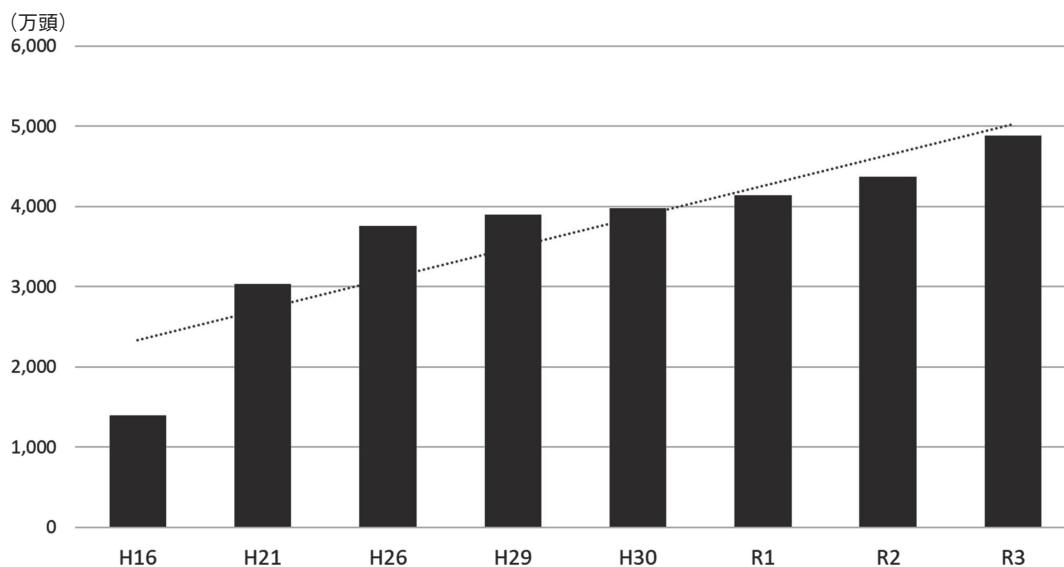
((独)家畜改良センター個体識別部提供)

図3 牛トレーサビリティ制度（生産段階）の届出の状況

年度別 牛の個体識別情報検索頭数

単位：万頭

| | H16 | H21 | H26 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 検索頭数 | 1,399 | 3,037 | 3,755 | 3,898 | 3,982 | 4,141 | 4,366 | 4,887 |



牛の個体識別情報検索サービス (<https://www.id.nlbc.go.jp/top.html?pc>)

((独)家畜改良センター個体識別部提供)

図4 牛トレーサビリティ制度（生産段階）の検索頭数

牛の個体識別耳標の規格は、以下のとおり。

(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則 (平成 15 年農林水産省令第 72 号))



(耳標の規格)

第11条 法第9条第2項の農林水産省令で定める耳標の規格は、次のとおりとする。

- 一 装着した後、**容易に脱落しない構造**であること
- 二 取り外した後、**再び装着することができない構造**であること
- 三 個体識別番号が容易に判別できる色及び大きさであること
- 四 個体識別番号が容易に消えない方法により表示されていること

※個体識別耳標は、(独)家畜改良センターが行う、「牛個体識別用耳標の規格の適合審査」において規格に適合しているとの確認を受けた耳標を都道府県や畜産関係団体等(所属団体)の協力を得て配布。

牛の個体識別耳標は、**生産振興の観点から補助事業(家畜個体識別システム定着化事業(ALIC事業))により供給されており、牛への適正な装着(脱落・再発行時の再装着も同様)はもとより、適切な管理(紛失や破損等の防止)をお願いします。**

図5 牛トレーサビリティ制度に係る牛の個体識別耳標について

で段階的に地方農政局等を中心とした監視・指導等を行う体制に見直すこととしている。

これにより、現在(令和6年4月1日)、北海道農政事務所、北陸農政局(富山県、福井県)、東海農政局及び近畿農政局管内において、地方農政局等本局を中心とする業務実施体制に移行しており、残りの東北農政局、関東農政局、北陸農政局(新潟県)、中国四国農政局及び九州農政局では、令和7年度当初までに、地方農政局等本局で業務を実施する体制へ移行する予定となっている。

地方農政局等での具体的な監視・指導等業務については、①情報提供による疑義事案への対応、②改良センターとの連携による届出エラー等及び届出エラー等を端緒とする事案への対応、③牛の管理者等関係者からの問い合わせや緊急的な牛個体識別情報の修正依頼への対応、④各種対応を行うに当たっての関係機関等との連絡調整、制度の周知徹底等を主な業務としている。

なお、本制度の重要な役割を担う、個体識別耳標は、畜産農家を支援する目的により、畜産局が補助事業により関係機関・団体等(所属団体と言われている。)の協力を得て供給していることから、確実な装着と万が一、脱落した場合にあっては、早急な再発行・再装着をお願いしたい(図5)。

(4) 最近の牛トレーサビリティ制度に係る措置の実施状況等(生産段階)

平成30年以降、勧告・公表といった事態に至る事案は生じていないが、過去には、故意に耳標を付け替える、虚偽の届出を行うといった事案が発生している。

また、牛の管理者等からの届出漏れや誤った届出が生

じており、これらは、届出内容を確認し、当該牛の管理者等に対し、届出の履行や修正等を促す取組を行うとともに、牛の管理者等が可能な限り正確な届出ができるよう、令和6年度に牛の管理者等が届出に利用する「届出Webシステム」の改修を予定しているところである。

牛の管理者等からの届出に矛盾があるものや牛の個体識別番号が重複するなどの疑義に関しては、立入検査等を実施しており、事実関係の確認とその是正について、指導・助言を行っている。なお、立入検査の結果、故意や悪質性が確認された場合は、勧告・公表、さらに状況によっては、告発といった措置が実施されうることとなる。

5 牛個体識別情報の利活用について

牛トレーサビリティ制度は、BSEを契機に法制化されたことは前述のとおりであるが、EUでは、家畜防疫上の必要性から、牛の個体識別に取り組んでおり、BSE問題への対応として、耳標装着を義務化した。そのような中、オランダやフランス等では、家畜防疫のみではなく、農家経営の高度化や家畜改良の推進にも利用され、大きな成果を上げていた。

わが国では、平成7年度から、EUの仕組みを参考に家畜個体識別システムの導入の検討が開始され、平成9年度からは、乳用牛を中心にシステムの研究開発事業が開始された。平成12年度には、実際に耳標を装着するモデル事業が開始されていたが、平成13年9月に確認されたBSEへの対応の一貫として、年度内に国内で飼養される全ての牛(当時約450万頭)に耳標を装着し、牛個体識別システムを全国に波及させることとなった。

- 牛個体識別台帳の管理を行っている家畜改良センターでは、家畜改良センター HP での牛個体識別情報の検索のほか、個人情報の扱いに留意しながら、
 - ・と畜者、管理者等からの届出情報の集計結果の公表
 - ・管理者や都道府県をはじめとする関係機関・団体等の要望に応じた形式での情報の提供 等
 を行っており、
- これらにより、生産現場における個体確認の簡素化や経営安定対策等各種補助事業、家畜共済等における確認事務の効率化・簡素化が図られ、生産振興に有効活用されている。さらに、牛肉の輸出促進にも重要な役割を担っている。

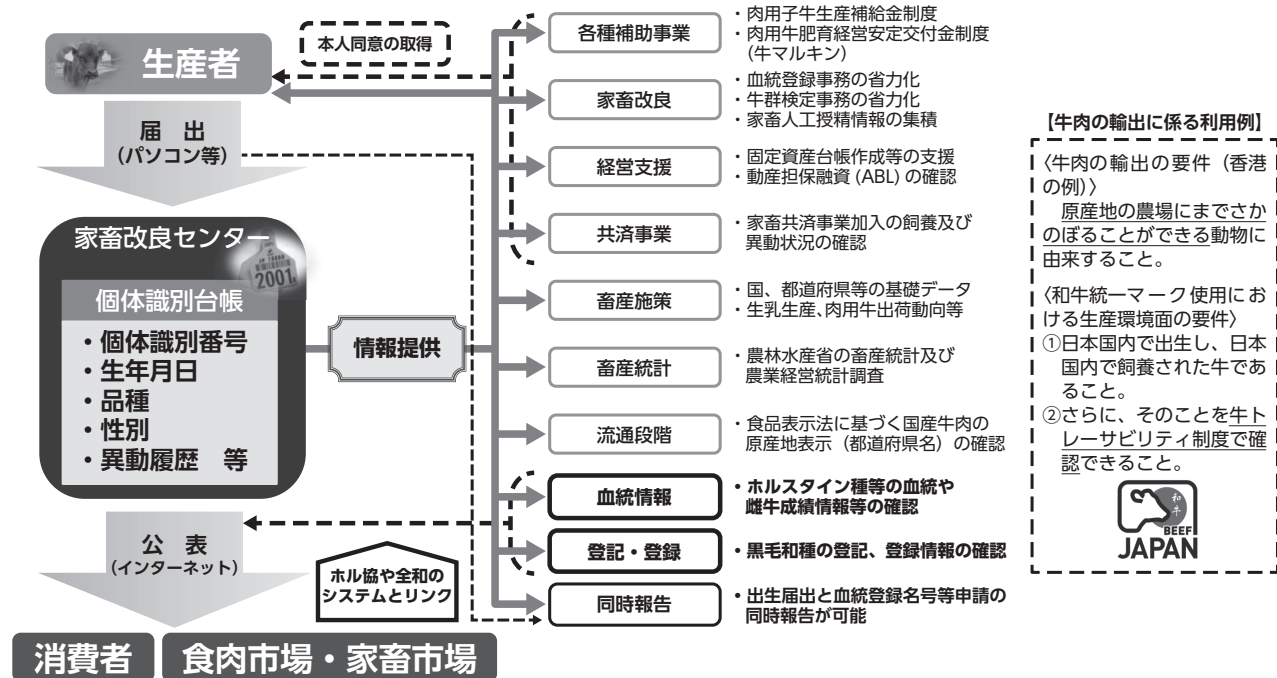


図6 牛個体識別情報の利活用

牛個体識別システムの全国への波及、その後の法制化により、牛を個体識別番号で一元的に管理することにより、個体識別番号をキーとし、これまで別々の番号で管理されていた情報の一体的な利用が可能となり、農家経営の高度化や家畜改良の推進が期待され、さまざまな場面で個体識別番号とその個体識別情報が利活用されるようになってきている (図6)。

6 今後の牛トレーサビリティ制度について

前述したとおり、本制度は、消費者等の牛や牛肉の信頼を確保するとともに、生産現場における牛の個体の特定や畜産統計、牛マルキンをはじめとする各種補助事業、家畜共済制度、動産担保 (ABL) 等、さまざまな場面で利用され、牛や牛肉に係るインフラであるといっても過言ではない。

言い方を変えれば、牛個体識別情報は、単に国が集めている牛の生産履歴情報というだけでなく、全ての関係者の大事な情報であり、牛の管理者をはじめとする都道府県、関係機関・団体、食肉販売業者にとっても、飼養管理や事務作業の効率化、産地・品種等の確認、牛肉の輸出促進といった生産振興にとっても、なくてはならないものであると考えている。

当省としても引き続き、制度の円滑かつ適正な運用と

牛個体識別情報の精度向上を図りたいと考えているが、ベーシックな仕組みであるがゆえに、「あって当然」といった意識となってしまうがちであり、牛の管理者等への継続的な普及・啓発、指導・助言について、関係機関・団体の皆様の協力が必要であると考えている。

そのうえで、畜産部局とも連携し、さらなる牛個体識別情報の利活用や事務負担の軽減、畜産農家の経営の高度化等を進めていきたい。

7 最後 に

獣医師の皆様も心当たりがあるかと思いますが…牛が関わる業務を行ううえで、個体識別番号が必須になっていませんか。各種様式にも個体識別番号記載欄…現場で、耳標が脱落した牛がいたらどうしますか？モヤモヤしていませんか？その場合、農家に個体識別番号を確認しますよね。農家もきっと教えてくれると思います。でも、その個体識別番号が勘違いにより間違っていたら…といったことが現実に生じています。事務所へ帰ってきて、牛個体識別情報を検索したら、履歴が欠落していたといったことはありませんか？

本制度は、すでに牛の飼養管理等の深いところまで浸透していると考えていますが、一部の管理者では、耳標の装着をしない (出荷の段階では装着)、耳標が脱落し

でもなかなか再装着しない、届出を失念している、遅れているといったこともあり、結果として、飼養牛の中で個体識別番号が重複する、生産履歴情報が欠落するなど、法違反状態となっている場合や補助金や家畜共済での支払いや牛や牛肉の流通に支障を来すといった事態も生じています。

これまで、モヤモヤしながらもそのままとしていたこともあろうかと思いますが、今後は、ぜひとも、牛の管

理者に対し、耳標の装着や各種届出について、指導・助言いただきたいと考えています。そのことにより、自らを含め、関係者皆がメリットとなる精度の高い牛トレーサビリティ制度となっていくものと考えています。

最後に、個人的ではありますが、本制度に10年以上携わり、自らの人生の転機ともなった本制度に関し、執筆させていただく機会をいただき、感謝申し上げます。